

会津若松市 プレミアム付商品券

取扱参加店募集のお知らせ

参加店向けの説明会を開催します

令和元年8月26日(月)
会津若松商工会議所2F

※詳しい日時はハガキにてご案内いたします。
※当日、のぼり、シール等を配布いたします。

参加費用
換金費用
振込手数料
かかりません!

取扱参加店舗 募集概要 (※商品券の販売開始のお知らせではありません)

会津若松市では消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、プレミアム付商品券を発行することとなりました。つきましては、プレミアム付商品券の取扱店を募集いたしますので、是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。

募集期間

令和元年7月25日(木)まで

※商品券取扱参加店一覧チラシを作成いたしますので、期間内にお申込ください。

募集対象

会津若松市に店舗等を有する事業所

※商品券の利用対象とならないもの(下記掲載)がありますのでご注意ください。

申込方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX・郵送または直接持参でお申し込みください。市のホームページからも参加申し込みができます。

【申込先】会津若松市役所 地域福祉課地域福祉グループ(栄町第二庁舎1F)

〒965-8601 会津若松市東栄町3-46

FAX

0242-39-1237 (申し込み専用)

ホームページからの申込み

会津若松 プレミアム 店舗募集

検索



【お問い合わせ】会津若松市プレミアム付商品券参加店募集係(三洋印刷(株)内) TEL.0242-25-0941

商品券の使用期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月8日(日)まで

【商品券の利用対象とならないもの】

- (1) 出資、不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 債務や国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料等の購入
- (7) 金融機関への預け入れ
- (8) 特定の宗教、政治団体との関わるものや公序良俗に反するもの

【商品券の取扱いに関する留意事項】

- (1) 利用店舗において利用期間内に限り利用可能です。
- (2) 購入後の返品はできません。
- (3) つり銭の支払い、現金との引換えはできません。
- (4) 偽造等に対して発行者(会津若松市)は責を負いません。
- (5) 利用店舗において本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示してください。
- (6) プレミアム付商品券の受け取りを拒むことはできません。
- (7) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買はできません。

主催 会津若松市 お問い合わせ 会津若松市プレミアム付商品券参加店募集係(三洋印刷(株)内) TEL.0242-25-0941

取扱参加店募集に関しては会津若松市が委託する三洋印刷株式会社がを行います。



会津若松市プレミアム付商品券 取扱参加店申込書

※お申込み内容について会津若松市プレミアム付商品券参加店募集係より問い合わせさせていただく場合があります。

【注意事項】※必読

- 商品券は現金と同様に扱い、額面相当額の商品・飲食・サービスなどとお引き換えください。
- つり銭は出しません。その旨は、商品券裏面に記載していますが、取扱店舗においてもご周知ください。
- 商品券には有効期間が記載されており、この期間を過ぎた商品券は無効となります。
- 商品券には偽造防止策が施してあります。(見本)を参照のうえ、お取り引きの際は十分ご確認ください。
- 商品券の換金には、使用済商品券を指定の金融機関へお持込みくださいますようお願いいたします。10万円未満は現金、10万円以上は振込にて換金します。

フリガナ							
事業所名							
主たる取扱品 一つに○を付けてください	飲食店	医療／健康	スーパー	コンビニ	日用雑貨	理美容関係	旅館／ホテル
	家具・家電	ホームセンター	食料品	衣料品	レジャー	その他	
事業所所在地 (連絡先)	〒	—					
	TEL.()	—		FAX.()	—		
ご担当者名				役職名			

商品券取扱参加店一覧チラシ掲載事項

フリガナ			
店舗・事業所名	<input type="checkbox"/> 上記と同じ場合は✓を入れてください		
所在地	<input type="checkbox"/> 上記と同じ場合は✓を入れてください 〒 — 会津若松市		
	TEL.()	—	FAX.() —
営業時間			定休日

会津若松市プレミアム付商品券について

【販売期間】 令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで

【販売対象者】 ①平成31年度住民税非課税者②学齢3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯主

【使用期間】 令和元年10月1日(火)から令和2年3月8日(日)まで

【販売額】 1冊4千円(5千円分) 1人につき5冊まで購入可能(総額2万5千円分)

【対象商品】 取扱参加店が取扱う商品・サービスなどで利用できます。

ただし、次のものは対象外です:金融商品・不動産、商品券類・切手・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いもの、性風俗特殊営業、国や地方公共団体への支払い、たばこなど